

## 5 ライフステージに応じた切れ目のない サービス基盤の充実

### (1) 障がいのある人に対する適切な保健・医療サービスの充実

#### ① 医療体制の充実

##### 現状と課題

- 病院等医療基盤の整備は図られてきていますが、障がいの多様化に伴う医療ニーズに答えられるよう、医療を担う人材の養成・確保を行うとともに、高度専門医療及び在宅医療の充実を図る必要があります。

##### 施策の展開・方向性

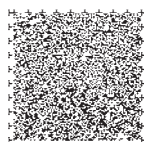
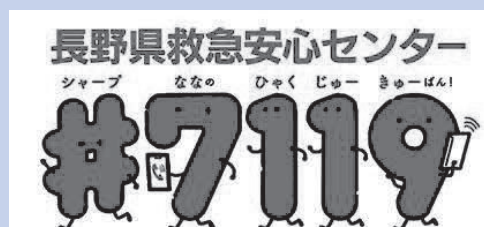
- 地域医療・救急医療の充実
  - 第8次保健医療計画※に基づき、医療提供体制の確保を図ります。
  - ・ 県民一人ひとりのライフステージに即した身近な医療サービスを提供するため、「かかりつけ医」としての医師の役割の定着化を支援します。
  - ・ 救急車の適切な利用に係る普及啓発や救急安心センター（#7119）の運営・周知等により、医療機関の受診や救急車の要請の適正化を推進します。
  - ・ 救急医療情報システムの効果的な運用により、救急患者の迅速な搬送と適切な治療の確保を図ります。
  - ・ 小児救急医療体制の運営を支援するとともに、救命救急センター※などの救急医療施設の充実を図ります。

#### 長野県救急安心センター（#7119）

症状によっては、見た目では救急車を呼ぶべきか判断が難しい場合や救急車を呼ぶことがためられる場面も存在します。また、年々増加する高齢者の救急搬送や、不要不急の救急車の出動等により救急医療機関と消防の負担は増加しています。

県民に安心を提供するとともに救急医療機関及び救急車の適切な利用を促進し、緊急性の高い傷病者に救急車がいち早く到着するために、長野県ではおおむね15歳以上の方を対象に医療機関に行くか救急車を呼ぶか迷った際に電話で看護師等の専門家からアドバイスを受けることができる窓口（長野県救急安心センター（#7119））を運用しています。

なお、おおむね15歳未満の方は長野県小児救急電話相談（#8000）により相談を受け付けています。



○ 医療従事者の養成・確保等

- ・ 障がいのある人の医療ニーズに的確に対応するため、医療従事者の養成、確保を図ります。
- ・ 医師のキャリア形成過程に対応した医師確保対策を推進するとともに、医療勤務環境改善支援センターと連携して医師の勤務環境改善の推進に努めるなど、医師の確保・定着を図ります。
- ・ 看護大学、看護師養成所等において、医療の高度化・専門化に対応できる質の高い看護職員の養成、確保を図るとともに、講習会、研修会を開催し、看護職員の資質の向上を図ります。
- ・ リハビリテーション医療の重要な担い手である理学療法士<sup>\*</sup>、作業療法士<sup>\*</sup>、言語聴覚士<sup>\*</sup>等の資質向上のため、各職種の関係団体が実施する業務に関する知識・技能の向上を目指した学術研究会・研修会の支援に努めます。

病院・診療所に勤務するリハビリテーション職種等医療従事者の状況（人口10万対）

区分	長野県			全国		
	H26	H29	R2	H26	H29	R2
理学療法士	68.7	79.6	83.5	60.7	72.4	80.0
作業療法士	43.2	49.1	52.8	33.2	37.8	40.5
視能訓練士	6.7	7.5	8.8	6.1	7.0	8.0
言語聴覚士	14.3	16.1	16.4	11.2	13.1	14.2
義肢装具士	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.1
診療放射線技師	38.3	42.4	43.0	40.1	42.8	44.1
臨床検査技師	61.6	66.1	66.9	50.4	52.8	53.7
臨床工学技士	21.3	25.2	25.2	18.7	22.1	24.1
精神保健福祉士	7.1	7.8	7.7	8.3	9.1	8.9
社会福祉士	9.6	12.7	14.3	8.3	11.3	12.9

（厚生労働省「医療施設調査・病院報告」）

【用語解説】

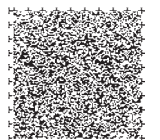
※保健医療計画：医療法に基づく計画で、長野県の保健医療政策の基本となる総合的な計画をいう。第8次は、令和6年度から令和11年度の6年間を定めるもの。

※救命救急センター：重篤救急患者の救命医療を行うことを目的に指定された施設で、高度な救急医療を24時間体制で提供できる機能を有するもの。

※理学療法士：身体に障がいのある人に対し、治療体操その他の運動を行わせるとともに、電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることにより、基本動作能力を回復させることを業務とする者。

※作業療法士：身体又は精神に障がいのある人等に対し、種々の作業活動を用いて治療や訓練指導、援助を行い、応用的動作能力や社会的適応能力を回復させることを業務とする者。

※言語聴覚士：音声機能、言語機能又は聴覚に障がいのある人に対して、その機能の維持・向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業務とする者。また、摂食・嚥下障がいにも専門的に対応する。



## ② 歯科口腔保健医療

### 現状と課題

- 令和4年度における障害者支援施設及び障害児入所施設での歯科検診実施率は93.8%でした。
- 長野県が平成16年度から実施している、在宅重度心身障がい児・者の訪問歯科健診実施者数は増加傾向にあります。

【表1】在宅重度心身障がい児・者の訪問歯科健診実施者数 (単位：人)

—	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施者	64	73	81	90	85

(健康増進課調べ)

- 歯科・歯科口腔外科を併設している45病院のうち、地域の歯科診療所等と役割分担・連携している病院は19か所(令和5年)です。

【表2】障がいのある人への歯科診療において地域の歯科診療所等と役割分担・連携している病院数 (令和5年5月10日現在)

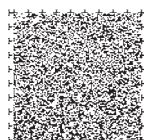
区分	佐久	上小	諏訪	上伊那	飯伊	木曾	松本	大北	長野	北信	合計
病院数	2	1	3	2	1	0	4	2	3	1	19

(健康増進課調べ)

- 発達障がい・医療的ケア児等を含めた障がいのある人に対して、地域で日常的な歯科口腔管理を行うことが可能な歯科診療所の確保・充実及び専門的な歯科口腔医療が必要となった場合の歯科診療所と病院歯科の機能分化・連携が課題となっています。

### 施策の展開・方向性

- 障がいのある人に対する歯科口腔保健医療支援
  - ・ 障がいのある人等の特別に支援を要する人の歯科検診を推進します。
  - ・ 歯科口腔保健対策の実態把握や施策の検証、新たな課題の把握を行い、地域差の解消を目指します。
  - ・ 適切な歯科口腔医療がいつでも受けられるよう、各地域に必要な歯科口腔医療提供体制の充実を目指します。



## 達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
障害者支援施設及び障害児入所施設での過去一年間の歯科検診実施率	%	93.8	93.8以上
障がいのある人への歯科診療に対応する病院数	病院	19	19以上

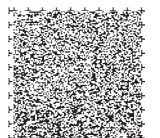
## (2) 多様な障がいに対する支援の充実

### ① 医療的ケア児等に対する支援体制の充実

ア 医療的ケア児支援に向けた体制整備

#### 現状と課題

- 医療技術の進歩に伴い増加する医療的ケア児等とその家族が、個々の医療的ケア児等の心身の状況に応じて適切な支援を受けられるようにすることが課題となっています。令和3年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、国や地方公共団体の責務等が定められ、医療的ケア児の健全やかな成長と、その家族の離職の防止を図ることによって安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現を目指すこととされています。
- 県では令和4年4月に県庁内に「長野県医療的ケア児等支援センター」を開設し、医療的ケア児等とその家族等に寄り添った活動を展開しています。
- 地域の課題を地域の多職種連携で解決する体制の中心となる圏域医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進する必要があります。
- 医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくためには、医療的ケアについての理解促進と進路の選択肢の拡大、在宅生活を支える体制（訪問系サービス事業所、医療型短期入所事業所）や、地域における住まいの場（グループホーム）、療養介護事業所、障害児通所支援事業所における発達支援、生活介護事業所などの日中活動の場の充実が必要です。
- 支援体制の整備・支援の充実
  - ・ 医療的ケア児等が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関の連携のもと、自立支援協議会等の協議の場を活用して全県的な課題解決に取り組みます。



- ・ 地域の課題を地域の多職種連携で解決する体制を構築するため、圏域等ごとに医療的ケア児等コーディネーターの配置を促進します。
- ・ 医療的ケア児等についての理解を促進するとともに、医療的ケア児等のライフステージに応じ、専門的な知識により支援ができる人材を養成します。

#### ○ サービス提供基盤の拡充

- ・ 医療的ケア児等が地域で安心して生活できるよう、医療的ケア児等が利用できる医療型短期入所事業所の設置を促進するとともに、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所や生活介護事業所の整備を計画的に支援します。
- ・ 医療的ケア児等の自立に向けた就労機会の拡大に取り組みます。また、長期にわたる生活の場については、当事者のニーズを把握し、医療機関をはじめ多様な事業者との連携を図りながら、療養介護事業所やグループホーム等、地域の中での選択肢の拡大を支援します。

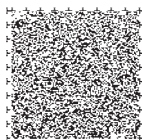
### イ 重症心身障がい児（者）への支援

#### 現状と課題

- 重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が、地域で安心して暮らしていくためには、必要な支援を行うことができる、地域における障害児通所支援事業所の発達支援、住まいの場（グループホーム）、療養介護事業所、生活介護事業所などの日中活動の場の充実が必要です。
- 重症心身障がい児（者）等が利用できる、医療型短期入所事業所は、令和5年度末現在で県内に19か所と限られているほか、そのほとんどが本体施設の空床を利用する形態であるため、緊急時の対応が困難な場合があります。

#### 施策の展開・方向性

- 支援体制の整備・支援の充実
  - ・ 重症心身障がい児（者）等の重度障がい児（者）が地域で安心して生活できるよう、自立支援協議会をはじめとする協議の場などと連携し、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携して全県的な課題解決に取り組みます。
- サービス提供基盤の拡充
  - ・ 在宅生活を支える体制や住まいの場、日中活動の場の拡充を図るため、必要な予算措置を国に対し要望するほか、必要な支援を行うことができるグループホームや療養介護事業所、医療型短期入所事業所、障害児通所支援事業所、生活介護事業所などについて、市町村の意見を踏まえて事業所の指定を行うとともに、それらの整備を計画的に支援します。



## 達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
医療型短期入所事業所	箇所	18	20

## ② 難病対策の推進

### 現状と課題

- 「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」に基づき、指定難病に対する特定医療費助成事業、難病の患者や家族等（以下「難病患者等」という。）の療養生活の支援等を行っています。
- 医療費助成事業は、特定医療費助成事業のほか、特定疾患治療研究事業、先天性血液凝固因子障害等治療研究事業、長野県特定疾病医療費助成事業、遷延性意識障害者医療費給付事業を実施しています。

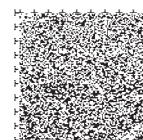
各医療費助成事業の受給者数の推移（各年度末）

（単位：人）

事業名	R元年度	2年度	3年度	4年度
特定医療費助成事業	14,972	16,433	15,888	16,396
特定疾患治療研究事業	26	25	25	25
先天性血液凝固因子障害等治療研究事業	82	82	85	88
長野県特定疾病医療費助成事業 （県単独）	5	5	3	3
遷延性意識障害者医療費給付事業 （県単独）	5	7	4	4

（保健・疾病対策課調べ）

- 各保健福祉事務所（保健所）及び長野県難病相談支援センターでは、難病患者等が抱える日常生活や療養上の悩みについて、訪問・面接・電話等による相談支援を行うとともに、地域の状況に応じて相談会（交流会や講演会等）を開催しています。
- 難病の患者、医療、福祉等多分野の関係者で構成する「難病対策連絡会議」や保健福祉事務所（保健所）毎に「難病対策地域協議会」を開催し、難病患者等が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、実態の共有や課題への対応についての検討を行っています。



保健福祉事務所（保健所）における相談会等の取組の推移

区分	R元年度	2年度	3年度	4年度
難病相談会等開催回数（回）	50	19	18	24
難病相談会等参加者数（人）	1,169	309	384	265
家庭訪問実施延人数（人）	786	429	436	487
電話・面接等による相談延人数（人）	2,264	1,527	1,629	1,470

（保健・疾病対策課調べ）

長野県難病相談支援センターにおける相談件数の推移

（単位：件）

区分	R元年度	2年度	3年度	4年度
相談延件数（訪問、面接、電話等）	4,085	4,558	6,553	6,344

（保健・疾病対策課調べ）

- 疾病や支援に関する知識を持つ人材に限られることから、各保健福祉事務所（保健所）は長野県難病相談支援センター等と連携し、疾病特性の理解と支援技能の向上のため、幅広い職種の支援者に対して研修を実施しています。

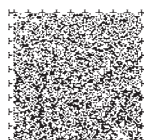
支援者研修の開催回数、参加者数の推移

区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度
保健福祉事務所（保健所）における研修	回数（回）	6	2	2	6
	参加者（人）	293	102	152	171
難病患者等ホームヘルパー養成研修	回数（回）	2	中止	1	2
	参加者（人）	45	0	42	36
在宅難病患者コミュニケーション支援研修	回数（回）	3	0	1	2
	参加者（人）	56	0	72	99

（保健・疾病対策課調べ）

**施策の展開・方向性**

- 難病の患者に対する医療に係る経済的な支援
  - ・ 特定医療費助成事業等により患者の医療費の自己負担の軽減を図ります。
- 難病患者等の療養生活・社会生活への支援
  - ・ 各保健福祉事務所、長野県難病相談支援センターや関係機関と連携して難病患者等の療養上の様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援を行うとともに、障害福祉サービス等の利用可能な支援についての周知を図ります。
  - ・ 「難病対策連絡会議」や、各保健福祉事務所（保健所）における「難病対策地域協議会」での協議を通じて、療養支援体制の維持向上に努めます。



- 難病患者等の支援に携わる支援者の育成
  - ・各保健福祉事務所、長野県難病相談支援センターと連携して、医療、福祉、介護等の支援者を対象とした研修等を行い、支援者の知識や技能の向上を図ります。

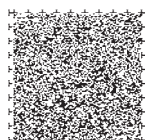
#### 達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
難病患者等からの相談を受ける体制 (長野県難病相談支援センター、保健福祉事務所(保健所))	箇所	13	現状を維持
難病対策連絡会議と難病対策地域協議会の開催	回	3	11回以上
支援者等への研修開催回数	回	10	10回以上

### ③ 難聴児支援の推進

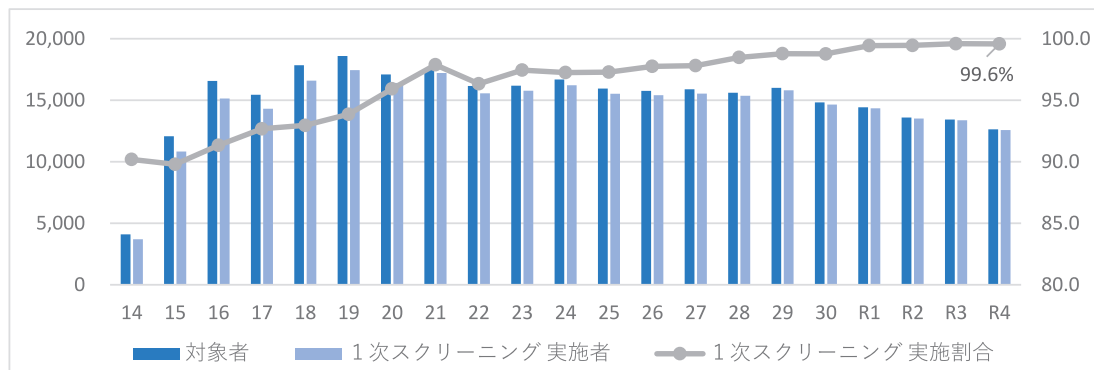
#### 現状と課題

- 先天性難聴児は出生数 1,000 人あたり 1～2 人とされており、早期に発見し、適切な支援を受けることにより、自立した生活を送るために必要な言語・コミュニケーション手段の獲得につなげることができます。
- 県では、平成 14 年に「新生児聴覚検査※事業の手引き(現 新生児聴覚検査ハンドブック)」を作成するとともに県内分娩取扱医療機関に対して検査機器整備の支援を行い、県内のどこで出産しても検査が受けられる体制整備と、新生児聴覚検査の実施状況の把握を行っています。  
 現在では、新生児聴覚検査は 99% 以上の児が受検をしている状況ですが、年間 100 人弱の児が検査を受けておらず、検査の有用性の継続的な啓発と保護者の経済的負担軽減のため、検査費用助成の推進を行う必要があります。





## 対象者及びスクリーニング実施者の推移



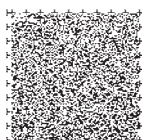
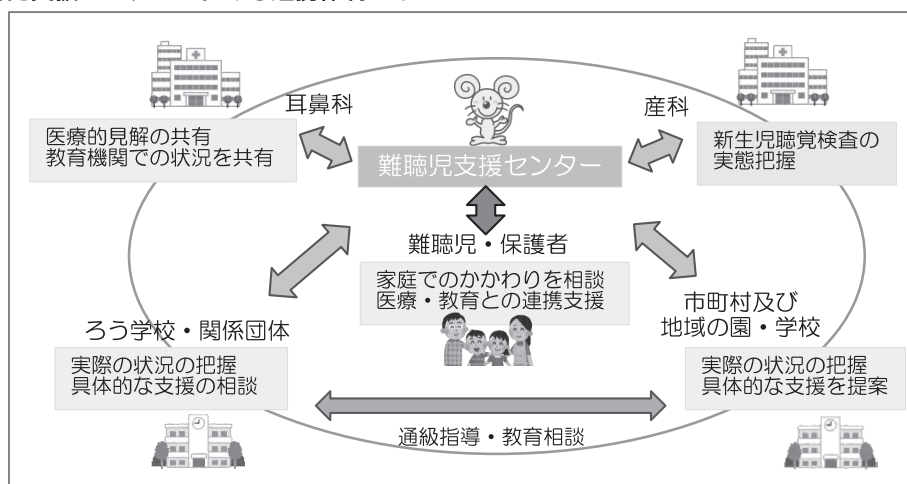
(保健・疾病対策課調べ)

- 平成19年から、信州大学医学部附属病院に「長野県難聴児支援センター（以下「難聴児支援センター」という。）」の委託をしており、新生児聴覚検査においてリファー（要再検）と判断された場合の追跡や検査の精度管理を行うとともに、療育支援員による相談支援、家族の学習会や家族同士の交流支援（ファミリーセミナー）等に取り組んでいます。また、難聴児支援センターでは関係者や家族等への理解促進のためのパンフレット作成や支援者の専門性の向上のための研修会を行うなど、難聴児支援の中核的機能を担っています。

### 【用語解説】

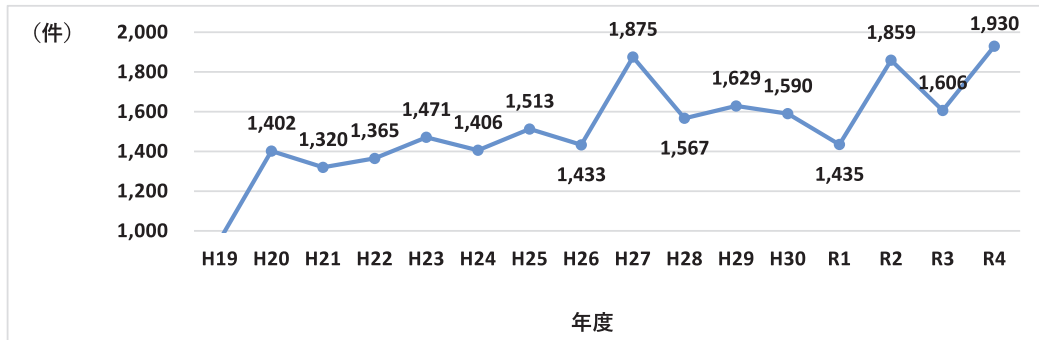
- ※新生児聴覚検査：新生児期において、先天性の聴覚障がい発見を目的として実施する聴覚検査。初回検査は生後3日以内の実施が望ましいとされる。

### 難聴児支援センターにおける連携体制のイメージ



- 市町村では、保護者の経済的負担の軽減と新生児聴覚検査の受診率向上のため、新生児聴覚検査の助成を実施しています。市町村の事務的負担を軽減できるよう、県において関係機関への働きかけを行い、検査費用の統一支払システムを整備し、令和5年度から運用が開始されています。
- 新生児聴覚検査で異常なしと判断された場合でも、その後の成長過程で徐々に発現する進行性難聴等に留意が必要です。市町村における乳幼児健診等の機会において適切に聞こえの確認を行う必要があるため、市町村への啓発が必要です。

難聴児支援センターにおける相談延べ件数の推移

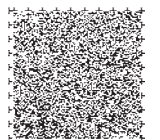


(保健・疾病対策課調べ)

- 県内における難聴児支援の体制整備のため、難聴児支援センターを中心とし、保健、医療、福祉及び教育等の関係機関の連携体制づくりを目的とした「長野県難聴児支援センター運営会議」を開催しています。
- 難聴児支援センターにおいて実施する事業について、医療機関の他、市町村等行政や当事者団体との連携が必要です。

#### 施策の展開・方向性

- 難聴児の早期発見及び早期療育のため、引き続き新生児聴覚検査の必要性を周知するとともに、保護者の経済的負担の軽減が図られるよう、検査費用の助成について市町村へ働きかけを行います。
- 新生児聴覚検査ハンドブックに基づくフォロー体制の確立により精密検査対象児等が漏れなくフォローにつながる体制整備を推進します。
- 検査で発見された児等が、就学前の早期から適切な療育につながるよう、継続的な相談支援を行うとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。



## 達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
新生児聴覚検査の検査費用助成を行う市町村数	市町村	32	77
個々のケースに関して療育支援員とのケース会議の実施回数	回	466	現状を維持

## ④ 発達障がい者支援の充実

### 現状と課題

- 医療・教育・福祉の連携を強化するため、令和5年度から発達障がい者支援センターを「発達障がい情報・支援センター」に改組し、学術的知見に基づく支援プログラムの開発、情報発信や支援者向けの研修などに取り組んでいます。
- これまでの取組の結果、思春期以降の発達障がいのある人に対するフォロー体制、支援関係者間の情報共有・引継ぎ、発達障がいに対する理解の促進などが課題となっています。
- 発達障がいのある人の身近な理解者である発達障がい者サポーターの更なる養成、普及啓発による理解促進、支援関係者の情報共有ツールの活用促進等を一層推進する必要があります。
- 発達障がいの専門医等の不足から、初診待ちが長期化していることが指摘されています。
- 発達障がいは、ライフステージの各段階において発見されるため、保護者や本人に対するスクリーニング後のフォローや専門医等を受診する動機づけが必要です。

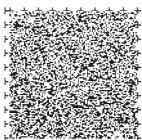
### 発達障がい者サポーター養成人数（延べ人数）の推移

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人数	15,728	16,330	16,843	17,211

(次世代サポート課調べ)

### 施策の展開・方向性

- 発達障がいのある人への切れ目のない一貫した支援の充実
  - ・ 発達障がい者サポーターの更なる増加を図り、発達障がいのある人の身近に理



解者が寄り添う社会を目指すとともに、市町村へ個別支援ノートの活用を呼びかけることにより、支援関係者間の情報共有・引継体制を強化し、発達障がいのある人が個々の特性に合った支援を受けられるよう取り組みます。

- ・ 発達障がい者支援対策協議会の体制を充実させ、各ライフステージで発達障がいの発見と支援が切れ目なく行われるよう、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連分野の連携強化を図ります。

○ 発達障がい診療・支援体制の強化

- ・ 地域における発達障がい診療・支援体制を強化するため、長野県発達障がい診療医・専門医等の人材育成に取り組みます。
- ・ 発達障がいへの対応力向上や関係機関の連携強化を推進するためのかかりつけ医研修や地域連絡会を開催し、発達障がい診療ネットワークの強化に取り組みます。

**達成目標等**

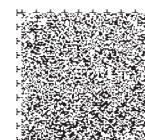
施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
発達障がい者支援事業	発達障がいのある人に関する理解の普及啓発（サポーター養成講座の受講者）	人	17,211	20,000

⑤ 高次脳機能障害者への支援の充実

**現状と課題**

- 県では県内4か所にある高次脳機能障害支援拠点病院において、専門的な相談支援の実施や研修会の開催により高次脳機能障害の普及啓発や理解促進を図るとともに、県立総合リハビリテーションセンターにおいて日常生活及び就労に関する訓練を実施してきました。

しかし、高次脳機能障害の症状は、個人によって多様な現れ方をするため、家庭や社会における障がいへの理解が難しい場合もあることから、適切な支援に繋がらないケースもあり、高次脳機能障害者及びその支援者に対する支援体制を整備していく必要があります。



### 高次脳機能障害支援拠点病院相談件数の推移

年 度	H30	R元	R2	R3	R4
件 数	2,054	2,030	3,081	2,689	2,506

(障がい者支援課調べ)

### 県立総合リハビリテーションセンターにおける自立訓練の利用者の推移

項 目	H30	R元	R2	R3	R4
自立訓練の利用者数	6	5	7	7	7
就労・家庭復帰者数	4	5	3	3	4

(障がい者支援課調べ)

## 施策の展開・方向性

### ○ 高次脳機能障害支援体制の強化

- 県内4か所の高次脳機能障害支援拠点病院（佐久総合病院、健和会病院、桔梗ヶ原病院、県立総合リハビリテーションセンター）において、障がい者総合支援センターや障害福祉サービス事業所等と連携し、当事者やその家族への相談支援を行います。

また、支援拠点病院を中心に、県民や医療従事者に対し研修会を開催し、高次脳機能障害への理解を促進します。

- 県立総合リハビリテーションセンターにおいては、北信地域の拠点病院としての機能を果たすとともに、各拠点病院をつなぐ中核的機能を果たします。

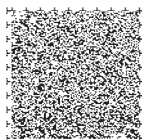
## 達成目標等

施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業、相談支援事業における延相談件数	支援拠点病院に相談窓口を設置し、診断・評価、リハビリ、家族支援等を実施	件	2,506	3,000

## ⑥ 中途障がい者等に対する機能訓練の充実

### 現状と課題

- 中途障がい者などは、退院後、地域生活へ移行する上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため一定期間の訓練を必要とする場合がありますが、地域に機能訓練事業所が少ないため代替として介護保険サービスを利用することがあるなど、障がいのある人の支援ニーズに十分応えられていない状況があります。



## 施策の展開・方向性

- 障がいのある人の身体機能や生活能力の維持・向上等に関する支援ニーズに対応するため、障害福祉サービス事業者だけではなく、回復期リハビリテーション病棟を有する病院や介護保険事業者等と連携し、身近な地域での機能訓練サービスの充実を図ります。

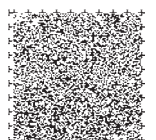
## 達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和8年度
機能訓練事業所数	箇所	2	8

## ⑦ 強度行動障がいへの支援の充実

### 現状と課題

- 強度行動障がいは、生来的な障がいではなく、周囲の環境や関わりによって、自傷、他害、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている「状態」です。
- 医療、保健、福祉、教育などによる連携や協力の下、個々の特性に応じた関わり方や環境調整など適切な支援の継続的な提供が必要です。
- 強度行動障がいに対する正しい知識や理解がないと、不適切な身体拘束など虐待に発展しやすい傾向にあります。
- 県が指定した研修機関において、強度行動障がいのある人に適切な支援を行うことができるよう、訪問系サービスを含む障害福祉サービス事業所や障害者支援施設などの従事者を対象とした人材育成研修を実施していますが、実際に強度行動障がいのある人に適切なサービス等を提供するためには、人員体制や専門性がまだ不十分です。
- 県全体のセーフティネットとしての機能を強化するため、長野県西駒郷において、強度行動障がい者専用棟の令和6年度の供用開始に向けて準備が進められています。



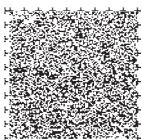
障害者支援施設（入所施設）において報酬の加算対象となる強度行動障がいの基準

次の障害支援区分の判定基準行動関連 12 項目の基準で合計 10 点以上となる障がい者

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	日常生活に支障がない	・特定の者であればコミュニケーションできる ・会話以外の方法でコミュニケーションできる	・独自の方法であればコミュニケーションできる ・できない
説明の理解	理解できる	理解できない	理解できているか判別できない
大声・奇声を出す	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
異食行動	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
多動・行動停止	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
不安定な行動	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
自らを傷つける行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
他人を傷つける行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
不適切な行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
突発的な行為	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
過食・反すう等	月に1回以上の支援が必要	週に1回以上の支援が必要	ほぼ毎日支援が必要
てんかん発作の頻度	年に1回以上	月に1回以上	週に1回以上

施策の展開・方向性

- 強度行動障がいに適切に対応できる人材の育成
  - ・ 強度行動障がいのある人に適切なサービスが提供されるよう、訪問系サービスを含む障害福祉サービス事業所や障害者支援施設などの従事者を対象とした研修等により、強度行動障がいに関する専門的な知識や支援技術等を有する人材の育成を行います。
  - ・ 長野県西駒郷において、専用棟における支援を通じて蓄積した支援ノウハウを県内の各施設に還元し、支援の質の底上げを図ります。
- 強度行動障がいのある人にサービス提供を行う事業所等の拡大等
  - ・ 障害福祉サービス事業所等において強度行動障がいのある人に適切なサービス等を提供するためには、支援の度合いに応じて求められる、専門的な知識や支援技術等を有する職員の配置や、障がい特性に対応した施設整備などが必要となることから、国に対して実態に即した公定価格（報酬）の見直しや財政支援の拡充



の提案を行うなど、サービス提供を行う事業所等の拡大や支援の充実を図ります。

○ 医療的側面からの支援

- ・ 強度行動障がいのある人が、緊急時等に一時的な入院医療を受けることができるよう平時から医療との連携体制の構築を図ります。

**達成目標等**

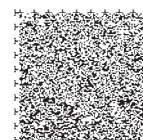
施策・事業名	施策・事業内容	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
強度行動障がい支援者養成研修	適切な支援を行うことができる実践研修修了者(累計)	人	1,047	2,097

### (3) 教育・療育体制の充実

#### ① 障がいの早期発見に向けた支援

**現状と課題**

- 市町村では、妊婦に対し妊娠届時の相談、妊婦健康診査の公費負担（14回分）により母体の健康維持を支援しています。妊娠届の未届けや妊婦健康診査を受けていない妊婦への支援が課題です。
- 市町村では、妊婦及び乳幼児健康診査等で発育・発達に異常の疑いがあると診断された際に、早期受診や保護者の不安等の軽減に向けた支援を行っています。
- 乳幼児健康診査における身体及び精神発達の遅れ等の有所見率については地域格差が生じており、乳幼児健康診査を含めた母子保健水準の向上・均てん化<sup>\*</sup>が求められています。
- 県では、先天性代謝異常等を早期に発見し、早期治療を行うため、新生児の先天性代謝異常等検査事業を実施しています。診断された児及びその保護者等への継続的な支援体制の充実が課題となっています。





先天性代謝異常等検査件数、要精密検査件数及び診断確定者数

	検査件数 (件)	要精密検査件数 (件)	診断確定者数(人)			
			先天性 代謝異常	先天性甲状腺 機能低下症	先天性副腎 過形成症	
R2	14,812	30	17	4	13	0
R3	14,562	42	33	8	24	1
R4	13,485	43	17	0	16	1

(保健・疾病対策課調べ)

**施策の展開・方向性**

- 障がい等の早期発見に向けた支援
  - ・ 信州母子保健推進センター事業により、市町村との協働及び専門機関等との連携を通して、市町村における母子保健水準の向上・均てん化を図ります。
  - ・ 先天性代謝異常等検査事業において診断された児への早期及び継続的な支援体制の整備を推進します。

**達成目標等**

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
1歳6か月児健康診査の受診率	%	97.0 (令和3年度)	97.0
3歳児健康診査の受診率	%	96.4 (令和3年度)	97.0

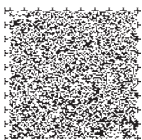
-----  
【用語解説】

※均てん化：県内の市町村で、同じ水準で支援を受けられるよう、母子保健分野の格差の是正を図るもの。

② 地域療育機能の強化

**現状と課題**

- 在宅障がい児等及びその家族の地域生活を支えるため、各圏域に療育コーディネーターを配置し、巡回・訪問による個別相談支援や、保育所や学校等に対する技術的指導等を行っています。
- 療育コーディネーターの相談対応件数は、平成30年度以降高止まりしており、かつ、その内容は多様化、複雑化しています。また、対応にあたっては、発達障がいサポート・マネージャーや医療的ケア児等コーディネーターとの効果的な連携も求



められています。

- 今後は、在宅障がい児等の地域生活を支える関係者の連携を強化する中で、それぞれの役割を果たすことにより、身近な地域でライフステージに応じた切れ目のない支援が受けられるよう体制づくりが必要です。
- 発達障がいのある人及びその家族が地域で必要な支援を受け、将来の見通しを持って安定した社会生活が送れるよう、支援機関同士の橋渡し（支援者への支援）を行う発達障がいサポート・マネージャーを県内 10 圏域に配置しています。

発達障がいサポート・マネージャー 年度別支援依頼件数の推移

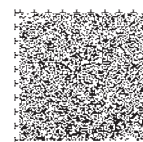
年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支援依頼件数	4,477	4,380	4,100

(次世代サポート課調べ)

- 発達障がい等の障がいにより、支援を必要としている児童・生徒数は、増加しています。

### 施策の展開・方向性

- 関係機関との連携とネットワークの機能強化
  - ・ 障がい児等に対し、ライフステージに応じた、一貫した切れ目のない支援が行われるよう、療育コーディネーターが中心となり、地域自立支援協議会等を活用し、医療・福祉・教育・行政等関係機関の連携体制の強化を図ります。
  - ・ 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。
  - ・ 発達障がいサポート・マネージャーのフォローアップ研修等の充実を通して、支援技術の更なるスキルアップを図ります。  
また、発達障がいサポート・マネージャーによる連絡会議を開催し、課題等の情報共有、活動支援を行います。
- 市町村の取組に対するバックアップ機能の強化
  - ・ 市町村において、在宅障がい児等が、身近な地域で療育指導等が受けられるよう、県では、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、市町村の取組を重層的にバックアップします。
- サービス提供体制の充実
  - ・ 地域におけるニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保が図られるよう、



市町村の意見を聞きながら障害児通所支援事業者の指定を行うとともに、人員配置や設備・運営に関する基準を遵守し、運営管理や利用者へのサービスの提供が適切に行われるよう、事業所への指導を徹底します。

- 地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの設置を促進するため、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- 障がい児の心身機能の発達を促すため、早期から理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などによる専門的な機能訓練を受けられるよう支援します。

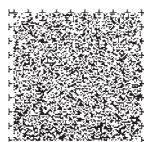
#### ○ 子ども・家庭包括支援体制の整備

発達障がいなど、様々な課題により支援を必要とする子どもや家庭に対して、市町村を中心に、県、民間機関が連携・協働して、包括的な支援を行う市町村子ども家庭支援ネットワークの体制整備・充実を進めます。

### ③ 特別支援教育等の充実

#### 現状と課題

- 小・中学校、高等学校においては、発達障がいの診断等があり支援の必要な児童生徒が増加しており、通常の学級担任を含めた全ての教員の特別支援教育に係る支援力の向上が求められています。
- 特別な支援が必要な児童生徒の増加や支援内容が多様化する中、細やかな支援を行うためには、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心としたチームで支援する体制づくりが必要です。
- 中学校特別支援学級卒業者の約7割が高校に進学する中、支援の必要な生徒の特性を確実に進学先に伝え、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行われることが必要です。また、通級による指導が必要な生徒がニーズに応じた指導を受けられるような教育基盤の整備や、特別支援学校分教室と分教室を設置する高等学校の生徒間の交流を通じた教育活動の充実が必要です。
- 特別支援学校は、建設後30年以上経過している学校が多く、老朽化が進むとともに、児童生徒数は増加傾向にあり、教室の不足や手狭さといった狭隘化が顕著な状況です。



- 支援ニーズの高度化・多様化に対応するため、外部専門家等の力を活用しながら、学校体制の構築や困難事案への対応等を推進するとともに、専門性の高い教員の計画的な育成が必要です。
- 特別支援学校高等部（専攻科を含む）における令和4年度卒業生の進路状況は、就職 23.7%、施設利用 71.1%などとなっています。生徒一人ひとりの自立に向けた多様な教育的ニーズに応じるため、進路支援の充実（キャリア教育、関係機関との連携強化等）を図る必要があります。
- 発達障がい等の早期発見が進んでおり、診断等があった後も必要な時に必要な支援が受けられるよう、保健・医療・福祉・労働・教育等の関係機関が情報を共有し連携して支える体制の充実が求められています。  
また、ライフステージを通じた切れ目ない支援を行うため、「個別の教育支援計画」等を活用し関係者で支援情報を共有し、支援を行っていく必要があります。
- 身近な地域で共に学ぶことができる体制として、「副次的な学籍（副学籍）」に係る取組が進んでおり（R5.5時点 72市町村）、それぞれの市町村の特色を活かした取組を一層推進していく必要があります。
- 保育所や放課後児童クラブ等において、障がいのある子どももいない子どもも適切な環境の下で共に成長できるよう、支援人材の育成や受入体制の整備を促進する必要があります。

#### 施策の展開・方向性

- 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実
  - ・ 認知や発達の特性に応じた学びを充実するため、通常の学級担任が児童生徒一人ひとりの特性を簡便に把握できるアセスメント方法と、その結果を活用して個々の特性に応じた支援を行う仕組みに関する研究を行い、研究成果の普及・活用を促進します。
  - ・ 一人ひとりの障がいや認知の特性に応じた個別最適な学びを早期から効果的に実現するため、ICTやAT（アシスティブ・テクノロジー）に関するリソースの拠点の整備と支援を推進します。
  - ・ 発達障がい等があり支援が必要な児童生徒が、必要に応じて適切な支援を受けられるよう、通級指導教室や特別支援学級等のニーズに応じた整備を進めます。





学校技能検定の充実を図ります。

- 関係機関との協働による支援体制の強化
  - ・ 地域の特別支援教育や障がい者支援に関わる関係機関との連携を進めるため、圏域ごとの自立支援協議会等において、医療・保健・福祉・労働・教育等関係機関と連携した相談機能の充実等を図ります。
  - ・ 乳幼児から進路先まで一貫した支援の充実に向け、「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等の支援情報を、ライフステージ間で確実に接続できる体制づくりを進めます。
  
- 身近な地域で共に学び、生活することができる体制の充実
  - ・ 「副次的な学籍（副学籍）」に係る取組や、居住地の小・中学校における交流及び共同学習等の取組を推進し、身近な地域の同世代の友と将来にわたっての関わりが育まれる体制づくりを進めます。
  - ・ 障がいのある子どももいない子どもも、保育所や放課後児童クラブ等での生活を通じて共に成長できるよう適切な配慮や環境調整ができる支援人材の育成等を行い、インクルーシブな取組を促進します。

#### 達成目標等

施策・事業名	単位	現状 令和4年度	目標 令和11年度
特別支援学校高等部卒業生の就労率	%	23.7	30.3
特別支援学校高等部卒業生のうち就職希望者の就労率	%	84.7	90.7

